



立科町 子育てガイドブック



©立科町しいなちゃん

令和 8 年度





「立科町 子育てガイドブック」は、
妊娠、出産、子育て期を対象とした
子育てに関する支援や行政サービス、
各種相談窓口などの情報をまとめたものです。
身近なところにおいていただき、
日々の子育てにご活用ください。



～子育て相談先一覧～



町民課 福祉係 (0267-88-8405)

- ▶ 児童手当・児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害福祉、福祉医療に関すること



教育委員会 社会教育人権政策係 (0267-88-8416)

- ▶ 人権教育啓発に関すること、DV、女性相談



たてしな子育て相談室（たてしな保育園）(0267-56-0022)

- ▶ 幼稚園・保育園に関すること、子育て全般に関すること



町民課 子育て保健係 (0267-88-8407)

- ▶ 子育てに関すること、母子保健・発達相談、離乳食、里親に関すること、児童虐待に関すること、どこに聞けばいいかわからない相談
- ▶ **こども家庭センター**
すべての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に継続的・包括的支援を行う、市町村設置の相談機関です。妊娠期から子育て期まで切れ目なく、健康の保持・増進に関する支援、子どもの状況・世帯の状況に応じた相談・支援を行います。気軽にご相談ください。



教育委員会 学校教育係 (0267-88-8415)

- ▶ 小学校・中学校に関すること、就学に関すること、教育に関すること

もくじ



お子さんが生まれるまで…6～11P

- 風しんワクチン予防接種費用助成
- 不妊治療費
- 不育症治療費の助成
- たてしな子育てアプリ（母子モ）
- 妊娠届・母子健康手帳
- 妊婦一般健康診査受診
- 妊産婦の県外へ里帰りの際の手続きについて
- 国民健康保険料の産前産後期間の免除
- 国民年金保険料の産前産後期間の免除
- 国民年金保険料の育児免除制度
- 多胎妊婦健診費用助金
- 歯科検診
- 福祉医療費（妊婦）
- ヘルプマーク
- パパママ SARON
- 妊婦のための支援給付金（1回目）
- 伴走型相談支援
- ながの子育て家庭優待パスポート
- 信州パーキング・パーミット制度



お子さんが生まれたら…12～16P

- 出生届
- 医療保険の加入（国保）
- 出産育児一時金（国保）
- 妊婦のための支援給付金（2回目）
- 産婦健康診査受診
- 新生児聴覚検査費用助成
- 出産祝金
- 児童手当
- 福祉医療（子）
- 未熟児養育医療
- チャイルドシート購入費助成
- 初めまして赤ちゃん訪問事業
- ブックスタート事業

もくじ



乳幼児健診・訪問…16～17P

- 1 か月児健診
- 新生児訪問
- 乳児健診
- すくすく相談（訪問）
- 幼児健診
- 産後ケア事業



予防接種…18～19P

- 定期予防接種
- 病気による定期接種期間の延長
- 造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用助成



教室・相談…19～20P

- 親子にこにこ教室
- 2歳児おやこ教室
- 赤ちゃん相談室
- 5歳児相談
- 子育て相談
- ペアレントトレーニング
- ペアレントプログラム
- 虐待相談



施設…21～22P

- 権現山運動公園
- 風の子広場
- 図書室
- 児童館（地域子育て拠点）
- 児童館なかよし広場

もくじ



子ども預けたいとき…23～29P

- たてしな保育園
- 早朝・延長保育
- 土曜・日曜保育
- 保育所等副食費の無償化
- 一時保育
- 保育ボランティア事業
- 保育園おむつ持ち帰り廃止事業
- 病児病後児保育
- 幼稚園補助制度
- 多子世帯保育料補助
- こども誰でも通園制度
- 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ファミリー・サポート・センター



住宅…29P

- 子育て支援住宅



就学…30～3P

- 町内の小学校・中学校
- 就学相談
- 教育相談
- 要保護・準保護児童生徒
就学援助費
- 特別支援教育就学奨励費
- 特別支援学校就学児童生徒援助費
- 小・中学校入学支援事業（通学カバンの支給）
- 学校給食無償化
- 検定料助成
- 放課後児童クラブ
- 放課後子ども教室



ひとり親の助成…33P

- 児童扶養手当

障がい・福祉サービス…33～36P

- 特別児童扶養手当
- 身体障がい者手帳申請・交付
- 療育手帳申請・交付
- 精神保健福祉手帳申請・交付
- 障がい児福祉手当
- 重度障害者及び、重度心身障がい介護慰労金
- 補装具の申請交付
- 日中一時支援
- タイムケア
- 障害児通所支援事業

医療機関…37～41P

- 救急手当
- 予期せぬ妊娠の相談窓口について
- 長野県発達障がい情報・支援センター「といろ」
- 休日等の受診
- 電話相談窓口
- 医療機関・薬局
- 問い合わせ先一覧

● お子さんが生まれるまで

風疹ワクチン予防接種の助成

町民課 子育て保健係 (0267-88-8407)

対象者	- 立科町に住所のある妊娠を希望する女性で風疹抗体が規準より低い方 - 同居する人で風しん抗体が基準より低い方
助成額	一人に対しいずれか 1 回限り - 風しん麻しん混合ワクチン (MR) 接種 5,000 円 - 風しんワクチン接種 3,000 円
詳細	立科町公式ホームページ 大人の風しん予防接種費用の一部を助成します



不妊治療費

町民課 子育て保健係 (0267-88-8407)

対象経費	不妊治療に係る費用のうち保険適応外の経費
対象者	- 申請時において夫婦の双方が立科町に住所を有している方 - 町納入金の滞納がない方
助成額	- 対象経費の 7/10 以内の額 1 年度あたり 1 組に対して 30 万円を限度 - 助成は同一の夫婦に対して 5 年度
詳細	立科町公式ホームページ 不妊治療費助成金交付事業について



不育症治療費の助成

町民課 子育て保健係 (0267-88-8407)

対象者	次のすべての要件を満たす方 - 治療終了日において夫婦の双方が立科町に住所を有している - 町納入金の滞納がない - 長野県不育症治療支援事業の助成の決定を受けている
助成額	長野県不育症治療費治療支援事業の助成対象となる費用から県助成金を差し引いた額の 7 割 (1 回当たり 20 万円を上限)
詳細	立科町公式ホームページ 不育治療費助成事業のご案内



たてしな子育てアプリ（母子モ）

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	立科町の子育て情報をスマートフォンから確認できます。お子さんの日々の成長記録・予防接種のスケジュール管理など子育てに役立つ便利な機能があります。母子健康手帳と併せてご利用ください。※事前にアプリを登録・入力いただくと窓口での妊娠届のお手続きがスムーズになります。
対象者	立科町に住所のある妊婦
詳細	たてしな子育てアプリ（母子モ） 登録はこちらから→ 

妊娠届・母子健康手帳の交付

子育て保健係（0267-88-8407）

対象者	・医師・助産師の診断を受け、妊娠のわかった方 ・立科町に住所のある方
申請方法	妊娠届を窓口へ提出ください。母子健康手帳も一緒に手続きをします。保健師が面談を行うため、できるだけ本人が手続きにお越しください。

妊婦一般健康診査（妊婦健診）

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	妊婦一般健康診査受診券を発行します。受診券を医療機関に提出してください。町外医療機関で受診する場合は、助成があります。妊婦健診 14 回（超音波健診 4 回）
対象者	立科町に住所のある妊婦（母子健康手帳の交付と合わせて発行）
詳細	立科町公式ホームページ ・妊婦・産婦・乳児健康診査・新生児聴覚検査 

妊産婦の県外へ里帰りの際の手続きについて

町民課 子育て保健係 (0267-88-8407)

内容	妊娠届・出生届時に併せて発行する妊婦・産婦・乳児健康診査の受診券は、県外医療機関で使用できません。受診後に受診した医療機関で証明を受けた申請書と未使用の受診券を提出してください。	
対象者	立科町に住所のある方	
詳細	立科町公式ホームページ ・県外里帰りの手続き	

国民健康保険料の産前産後期間の免除

総務課 税務係 (0267-88-8402)

内容	出産する被保険者に係る保険税（所得割・均等割）を出産前後4か月分（多胎妊娠の場合は、6か月分）免除する
対象者	・出産予定の国保被保険者の方

国民年金保険料の産前産後期間の免除

町民課 住民係 (0267-88-8404)

内容	出産予定月（または出産月）の前月から4か月分の国民年金保険料が納付されたこととなります（将来の年金受給額は減りません）。
対象者	・出産予定の国民年金第1号被保険者の方 ・国保加入者の方

国民年金保険料の育児免除制度 町民課 住民係 (0267-88-8404)

内容	子が1歳になるまでの期間に係る国民年金保険料の納付を免除される制度が令和8年（2026年）10月から新たに始まります。 子を育てている方（実父母・養父母）は、申請することで、所得に関係なく国民年金保険料の納付が免除されます。
対象者	令和8年10月1日以降、1歳になるまでの子（※）を養育する国民年金第1号被保険者の実父母・養父母が対象です。 子を養育する要件として以下のすべてを満たしている必要があります。 （所得要件はありません） （1）子と身分（親子）関係が継続していること （2）子と同一住所であること

多胎妊婦健診費用補助金

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	多胎妊娠時において、既定の妊婦健康診査（14 回分）を超えて、自費で妊婦健康診査を受診した際に要した費用の一部を助成します。1 回 5,000 円上限、最大 5 回まで。	
対象者	・立科町に住所のある多胎妊婦	
詳細	立科町公式ホームページ ・多胎妊婦健康診査費助成事業について	

歯科検診（妊婦）

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	町内歯科医院で 1 回、無料で検診が受けられます。	
対象者	立科町に住所のある妊婦	
詳細	立科町公式ホームページ ・歯科検診	

福祉医療費制度（妊産婦）

町民課 福祉係（0267-88-8405）

内容	医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について、助成をします。受給者証を医療機関窓口で掲示してください。県外の医療機関を受診した場合は申請が必要です。	
対象者	立科町に住所のある妊婦（母子健康手帳発行から出生日の属する月の翌月末が対象期間）	
詳細	立科町公式ホームページ ・福祉医療制度	

ヘルプマーク

町民課 福祉係（0267-88-8405）

内容	内部障がいや妊娠初期など外見では分からない人を、周囲の方に配慮や援助が必要としていることを知らせるマークです。	
対象者	妊娠初期の妊婦	
詳細	立科町公式ホームページ ・障がい者福祉のしおり	 

パパママ Saron

町民課 子育て保健係 (0267-88-8407)

内容	全3回(1回目:妊娠前期編(妊娠中の生活)、2回目:妊娠中期編(口腔ケアと家族の食生活)、3回目:出産・育児編(出産後の生活))
対象者	妊娠中の母・父・ご家族の方 ※母だけ、父だけの参加もできます(託児あり)
詳細	立科町公式ホームページ ・パパママ Saron (予約制)



妊婦のための支援給付金(1回目)

町民課 子育て保健係 (0267-88-8407)

対象者	立科町に住所があり、妊娠届を提出し、申請書を提出した妊婦の方
支給額	①1回目妊婦1人につき50,000円
詳細	立科町公式ホームページ ・妊婦のための支援給付金



伴走型相談支援事業

町民課 子育て保健係 (0267-88-8407)

内容	妊娠出産について保健師が話を伺い必要な支援をご紹介します。安心して妊娠・出産を経て、子育てに向かえるよう支援します。 ①妊娠届出時に面談をします。 ②妊娠7~8か月頃、アンケートを実施し、その回答に基づき面談等を実施します。 ③出生後の面談等を実施します。 保健師より連絡いたします。
対象者	全ての妊婦及び主に0歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯

ながの子育て家庭優待パスポートの交付

町民課 子育て保健係 (0267-88-8407)

内容	協賛店舗にてパスポートを会計前に提示していただきますと各種優待サービスを受けることができます。
対象者	18 歳未満の子どもさん（18 歳に達する年度の 3 月末まで）が 1 人以上いる世帯、妊婦さんがいる世帯（3 人以上は多子世帯カード）に 2 枚パスポートカードを発行します。（必ずカード裏面に町名、子どもさんの名前と生年月日をご記入ください。妊婦さんは出産予定日をご記入ください。）
詳細	立科町公式ホームページ ・ながの子育て家庭優待パスポート事業 ※長野県公式 LINE アカウントを「友達」追加すると LINE アプリで利用することができます。  

信州パーキング・パーミット制度

町民課 福祉係 (0267-88-8405)

内容	公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている駐車区画を適正にご利用いただくため、妊産婦などに、県内共通の「利用証」を県が交付する制度です。 母子健康手帳の取得から出産後 2 年間有効です。
対象者	母子健康手帳を取得した人
詳細	立科町公式ホームページ ・信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度  

● お子さんが生まれたら

出生届

町民課 住民係 (0267-88-8404)

届出人	父または母
届出期間	出生日から 14 日以内に届出してください。
※命名は常用漢字・人名漢字及び一般の読み方の範囲で決めてください。	
詳細	立科町公式ホームページ ・戸籍の届出について ※出生届の提出と同時にマイナンバーカードの申請 ができます（特急発行）。



医療保険の加入（国保）

町民課 福祉係 (0267-88-8405)

内容	出生届を出したら、医療保険の加入手続きをしてください。 ※社会保険加入者は、勤務先の健康保険担当者に届出をしてください。 国民健康保険の人は、立科町役場窓口で手続きをお願いします。
※出生日から 14 日以内に手続きをします。	
詳細	立科町公式ホームページ ・国民健康保険の加入・脱退手続



出産育児一時金（国民健康保険）

町民課 福祉係 (0267-88-8405)

内容	国民健康保険の加入者が出産した時。ただし、妊娠 12 週（85 日）以降であれば、死産や流産でも支給されます（原則、直接支払制度に加入している医療保険から出産施設に直接支払われます）。国保加入者で、直接支払制度を利用しなかった場合は申請が必要です。
支給額	1 児ごとに 488,000 円が支給されます。

妊婦のための支援給付金（２回目）

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

対象者	立科町に住所があり、妊娠届を提出し、申請書を提出した妊婦の方
支給額	①胎児 1 人につき 50,000 円
詳細	立科町公式ホームページ ・妊婦のための支援給付金



産婦健康診査

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	産婦一般健康診査受診券を発行します。受診券を医療機関に提出してください。産婦健診 2 回（2 週間・1 か月後）
対象者	立科町に住所のある産婦（母子健康手帳の交付と合わせて発行）
県外で健診を受診される方へ	県外で産婦健診を受ける場合は、受診した医療機関の証明書等を町へ提出することで、健診費用の助成を受けることができます。詳細は子育て保健係へお問い合わせください。※7 ページ参照
詳細	立科町公式ホームページ ・妊婦・産婦・乳児健康診査・新生児聴覚検査



新生児聴覚検査費用

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	新生児聴覚検査の受診券を発行します。聴覚の問題は言葉の獲得や、愛着形成に大きく影響します。早期発見し適切な支援につなげるよう検査実施を推進するため、検査費用の助成を行っています。
対象者	立科町に住所のある新生児の保護者の方
助成額	・1 回当たり 5,000 円が上限。 ・対象児 1 人に対して 1 回とする。（初回検査において再検査となった場合においては 2 回）
県外で検査を受診される方へ	県外で実施した場合は、新生児聴覚検査受検後 6 月以内に、立科町新生児聴覚検査費用助成申請書兼助成金交付請求書に次の書類を添えて申請するものとする。 ・新生児聴覚検査結果票又は母子健康手帳等検査結果の分かるもの（写し） ・領収書（写し） ・未使用の新生児聴覚検査 受検票（補助券）
詳細	立科町公式ホームページ ・妊婦・産婦・乳児健康診査・新生児聴覚検査



出産祝金制度

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	立科町では、町民の方に子どもさんが生まれた場合にお子様の健やかな成長を願うとともに、新たな町民の誕生を祝し、出産祝金を支給します。	
対象者	出生した日において立科町に住所を有する出生児童の保護者で以下に該当する者 ・保護者ならびに出生児が立科町に住所を有し、引き続き定住の意思があること ・令和4年4月1日以降に生まれたこと ・町民税等滞納がないこと ※状況に応じて返還を求める場合があります。	
祝金額	第1子目の子どもさん 50,000 円 第2子目の子どもさん 300,000 円 第3子目以降の子どもさん 500,000 円	
詳細	立科町公式ホームページ ・出産祝金制度について	

児童手当

町民課 福祉係（0267-88-8405）

対象者	高校生年代（18歳到達後最初の3月末まで）の児童を養育している人	
支給月額	・3歳未満：第一子・第二子 15,000 円、第三子以降 30,000 円 ・3歳～高校生年代：第一子・第二子 10,000 円、第三子以降 30,000 円	
支給日	年6回 2月、4月、6月、8月、10月、12月の前月分までの手当てが10日に指定口座へ振り込まれます。ただし、10日が休日の場合は、直前の平日になります。	
詳細	立科町公式ホームページ ・児童手当制度	

福祉医療（子）

町民課 福祉係（0267-88-8405）

内容	出生の日から満 18 歳に達した年度の 3 月 31 日までの児童と、障がい者、ひとり親家庭に対し、健康保険を使用して通院、入院をした際に、医療費を助成する制度です	
詳細	立科町公式ホームページ ・福祉医療制度	

未熟児養育医療

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	出生時の体重が 2,000 g 以下またはその他の理由により、指定養育医療機関の医師が入院を必要と認めた場合、その医療費の一部を公費で負担する制度です。	
対象者	保護者の住所が立科町にあり、県で指定している医療機関で医療を受けている子どもさん（1 歳未満）が対象	
詳細	立科町公式ホームページ ・未熟児養育医療について	

チャイルドシート購入費助成

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	1 回につき 10,000 円（購入額）を上限とします（1 人につき最大 2 回まで）。	
対象者	立科町在住で就学前の乳幼児の保護者	
詳細	立科町公式ホームページ ・チャイルドシート購入に補助金	

初めまして赤ちゃん訪問事業

立科町民生児童委員会

内容	お住まいの地区の民生児童委員、主任民生児童委員が訪問します。	
対象者	4 か月までの赤ちゃんのいるご家庭。	

ブックスタート事業

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	絵本を介し、赤ちゃんのご家族の心豊かな親子関係が育まれることを目的に、1人のお子さんに2回絵本を贈呈します。
対象者	・ファーストブック：立科町に住所のある生後4か月の乳児 ・セカンドブック：10・11か月児健診対象者
詳細	立科町公式ホームページ ・立科町ブックスタート事業



● 乳幼児健診・訪問

赤ちゃんの成長はさまざまです。町で実施している健診を受けましょう。各種教室や乳幼児健診の日程については「立科町健康カレンダー（母子）」をご覧ください。

1 か月児健診

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	1か月児健診の受診券を発行します。受診券を医療機関に提出してください。生後1か月程度の乳児の発育が順調か医療機関（出生した病院等）で受診します。 ※県外で検査を受診される方は7ページ参照。
----	---

新生児訪問

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	子どもさんの出生後、全家庭に保健師が訪問し、赤ちゃんの体重を測ったりお母さんの健康状態を確認します。また、予防接種やこれからの健診・教室等についてもお話させていただきます。 出生届を出されたときに、新生児連絡票をご記入いただき、後日訪問日を保健師と調整します。
----	---

乳児健診（4,5 か月児・10,11 か月児）

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	計測（身長・体重・頭囲）問診 内科診察 栄養相談 歯科相談 発達相談 事後相談
詳細	立科町公式ホームページ ・乳幼児健診 健康カレンダー（母子）の日程をご確認ください。 

すくすく相談（7 か月児）

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	自宅へ保健師等が訪問し、保護者と一緒に子どもさんの成長発達を確認し、離乳食などの相談をします。
----	---

幼児健診（1 歳 6 か月児・3 歳児）

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	計測（身長・体重・頭囲（1 歳 6 か月児のみ））、問診、内科診察、歯科診察、視能力検査（3 歳児のみ）、栄養相談、歯科相談、発達確認、事後相談
詳細	立科町公式ホームページ ・乳幼児健診 

産後ケア事業

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	出産後のママが安心して子育てができるように、ママの体や心のケア、赤ちゃんのお世話などについて、宿泊、日帰りまたは訪問で助産師などから支援を受けられるサービスです。
対象者	・立科町に住所のある、生後 1 歳までの赤ちゃんとお母さん ・支援を必要とする方 ※母子ともに、感染症の疑いや入院・治療の必要がある場合はご利用できません。
詳細	立科町公式ホームページ ・立科町産後ケア事業のご案内 

● 予防接種

定期予防接種

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	予防接種法で定められた定期接種を無料で受けることができます。	
実施場所	県内医療機関 ※里帰り出産等のやむを得ない理由で、県外で定期予防接種を受ける場合、事前に（「予防接種実施依頼書」の交付）申請をしてください。（予防接種後に所定の手続きを行うことで、予防接種費用を払い戻します。払い戻しの上限額は予防接種により異なります。）	
詳細	立科町公式ホームページ ・令和 8 年度予防接種ガイド ・定期の予防接種対象の保護者の皆さんへ ・定期予防接種を県外の医療機関で希望する皆さんへ	  

病気による定期接種期間の延長について

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	重篤な病気等で対象年齢内に予防接種を受けられなかった場合、定期接種の期間を延長できる制度があります。接種前に依頼書を提出してください。	
詳細	立科町公式ホームページ ・長期療養を必要とする疾病にかかったことにより定期予防接種を受けられなかった方へ	

造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用助成金

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	立科町から認定を受けた予防接種の再接種に掛かる費用を助成します。
対象 ワクチン	予防接種法で規定された A 類疾病に係る予防接種（ロタウイルスを除く）で、移植前に実施されたもの。
対象者	小児がん等の治療を目的とした造血幹細胞移植により、ワクチンの再接種が必要となった人 (1)造血幹細胞移植により、移植前に予防接種で得た免疫の消失の可能性が高く、再接種が必要と医師が認める者 (2)再接種日において、町内に住所を有する者 ※接種日から 1 年以内に申請する。
詳細	立科町公式ホームページ ・造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用の助成について



●教室・相談

親子にこにこ教室

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	親子で一緒にからだを動かしたり遊んだりしながら親子でふれあいを高め、親同士の情報交換ができる教室です。 少人数で、子どもさんの様子に合わせた遊びを専門スタッフが一緒に考え、提案します。
対象者	発達にフォローが必要なお子さんと保護者
詳細	立科町公式ホームページ ・子育て相談、親子にこにこ教室（予約制）



2 歳児おやこ教室

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	全 2 回（1 回目：運動遊び 2 回目：制作） お子さんとの遊びから育ちを実感し、育児のヒントを共有できます。
対象者	2 歳児と保護者

赤ちゃん相談室

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	赤ちゃんの計測・相談ができます。開催は月1回。スタッフは、保健師・栄養士等で、ママ同志の情報交換の場にもなっています。	
詳細	立科町公式ホームページ ・赤ちゃん相談室、母乳相談	

5歳児相談

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	確認をすることで就学に備えます。	
対象者	5歳児	

子育て相談

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	子どもさんの言葉や発達に関する相談、子どもさんとの関わり方に関する相談などに応じます。	
詳細	立科町公式ホームページ ・子育て相談、親子にここ教室（予約制）	

ペアレントトレーニング

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	講義とワークを通じて実践力を身につけます。（全9回）	
対象者	関りに工夫が必要なお子さん（3歳児～15歳）を持つ保護者	

ペアレントプログラム

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	叱って対応するのではなく、褒めて対応する育児を身につけます。	
対象者	保護者（3歳～6歳児）	

虐待相談

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	体罰等が発生する背景として、子どもの年齢や特性など、保護者の心配事や負担孤独感など、保護者の体験や周囲の言動などさまざまあります。子育てに関する困りごとの相談に応じ、必要な支援につなぎます。また、周囲で「虐待かな」、「困ってそうだな」と思う場合も、子育て保健係（0267-88-8407）までご連絡ください（匿名でも大丈夫です）。	
----	---	--

● 施設

権現山運動公園

教育委員会 社会教育人権政策係（0267-88-8416）

公園内施設	多目的運動場、野球場、屋内運動場、駐車場、体育センター、テニスコート、青少年の広場、心かよう館、マレットゴルフ場
使用する 場合	予約・使用料等が必要な場合があります。社会教育人権政策係へお問い合わせください。

風の子広場

教育委員会 社会教育人権政策係（0267-88-8416）

設備	遊歩道、滑り台、親水広場、芝生広場 等
利用時間	日の出～日没
使用上の 注意	施設・遊具はみんなで大切に使いましょう。 公園内での花火・バーベキューは禁止です。
詳細	立科町公式ホームページ ・風の子広場



図書室

教育委員会 図書室（0267-88-8417）

場所	中央公民館 1 階 （玄関から右に入った階段下が入口です）
開室 時間	平 日：午前 10 時～午後 6 時 土曜日：午前 10 時～午後 5 時 日曜・祝祭日 午後 1 時～午後 5 時
休室日	・毎月最終月曜日（当日が祝日の場合はその翌日） ・年末年始 ・5 月 3 日（憲法記念日）、5 月 4 日（みどりの日） ・特別に決めた日（蔵書点検、館内清掃）
貸出し	1 人 5 冊 2 週間 赤ちゃんの名前で借りることが出来ます。「図書館利用申込書」に記入し、カードを発行してもらったら手続き完了です。申込時には住所のわかるものをお持ちください。
詳細	立科町公式ホームページ ・図書室利用案内



児童館（地域子育て支援拠点）

教育委員会 児童館（0267-56-0248）

内容	児童が健全に遊び、その健康の増進と情操豊かな児童の育成を図ることを目的として次のような事業を行っています。 ・なかよし広場：未就園児対象 ・放課後子ども教室：小学生対象 ・放課後児童クラブ：小学生（放課後留守家庭児童）対象、下校来館
対象者	町内在住の0歳～18歳未満の児童（就学前の子どもさんは保護者の付き添いが必要）
時間	・月曜日～金曜日…乳幼児→午前9時30分～午後2時30分（※小学校休校日や下校時刻により変更有）小学生→放課後～午後5時（放課後児童クラブは午後7時） ・土曜日…午前9時30分～午後5時
休館日	日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他（館内掃除、児童クラブ、イベント等）
詳細	立科町公式ホームページ ・立科町児童館「こども未来館」 ・たてしなび 

児童館 なかよし広場

教育委員会 児童館（0267-56-0248）

内容	親子でいろいろな体験ができ、保護者同士・子ども同士の交流の場となるようなイベントを開催しています。
対象者	町内在住の0歳～就園前の子どもさんと保護者
時間	開始 午前10時30分
持ち物	タオル、飲み物等
備考	※各広場の内容は毎月発行の「なかよし広場だより」（立科町公式ホームページに掲載）をご覧ください。 ※放課後子ども教室と放課後児童クラブの紹介は、33Pをご覧ください。
詳細	立科町公式ホームページ ・児童館イベント情報 

●子どもを預けたいとき

たてしな保育園

教育委員会 たてしな保育園（0267-56-0022）

入所 対象者	11 か月児～就学前児童で保育の必要な事由に該当する児童 保育を必要とする事由 ・保護者の就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働などで、月64時間以上働いていること） ・妊娠中か・出産後間がないこと ・保護者の疾病・障害 ・同居または長期入院している親族の介護・看護 ・災害復旧 ・求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること ※原則として3カ月まで ・就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）など ・虐待やDVのおそれがあること						
保育 認定	ご家族の就労時間等によって、保育標準時間と保育短時間の2種類に認定されます。						
利用 方法	毎年11月に、学校教育係または、たてしな保育園に入園の申込みが必要です。 <table border="0"> <tr> <td>12月</td><td>入園決定通知書郵送</td></tr> <tr> <td>1月下旬～</td><td>体験入園 入園説明会</td></tr> <tr> <td>4月</td><td>入園式</td></tr> </table>	12月	入園決定通知書郵送	1月下旬～	体験入園 入園説明会	4月	入園式
12月	入園決定通知書郵送						
1月下旬～	体験入園 入園説明会						
4月	入園式						
保護者 負担料	【保育料】 3歳以上児・・・無料（幼児教育・保育の無償化により） 3歳未満児・・・有料（所得に応じて基準額より算出、減免措置有） 【副食費】 3歳以上児・・・無料 3歳未満児・・・保育料を含む 【延長保育料】 保育時間により延長保育料が発生します。（1時間150円）						
その他	途中入園をご希望の場合は、たてしな保育園または学校教育係へご相談ください。						
詳細	立科町公式ホームページ ・たてしな保育園						



早朝・延長保育

教育委員会 たてしな保育園（0267-56-0022）

対象者	たてしな保育園に入所している児童	
平常保育時間	午前8時～午後4時	
早朝・延長 保育時間	早朝 午前7時30分～午前8時 延長 午後4時～午後7時 ※認定時間によって延長保育料加算時間が異なります。 延長保育料金 1 時間 150 円	
詳細	立科町公式ホームページ ・たてしな保育園	

土曜・日曜保育

教育委員会 たてしな保育園（0267-56-0022）

対象児童	(1) たてしな保育園に在園していること (2) 病気がなく、集団保育が可能であること (3) 保護者の就労の都合により、家庭で保育をおこなうことが困難であること	
保育時間	土曜日・日曜日 午前8時～午後4時 ※土曜日・日曜日とも延長保育は午後4時～午後6時です。	
申込方法	・「休日保育利用申し込み書」により、保育園に申し込んでください。 ・申し込みは、前月の20日までが厳守です。	
詳細	立科町公式ホームページ ・たてしな保育園	

保育所等副食費の無償化

教育委員会 学校教育係（0267-88-8415）

内容	①たてしな保育園に在籍している町民の児童の副食費を無償化 ②町外の保育所等に通園している児童の保護者には補助金を交付	
申請方法	①は保護者が必要な手続きはありません。 ②は「立科町学校給食費等補助金交付申請書」を学校教育係へ提出	
詳細	立科町公式ホームページ ・保育所副食費の無償化について	

一時保育

教育委員会 たてしな保育園 (0267-56-0022)

一時保育とは	未就園の児童で、次の事由に該当するときは保育園で一時預かりを行います。(保護者の労働・疾病・事故・出産・職業訓練・介護・就学・冠婚葬祭・子育てから離れてリフレッシュしたい時・災害など)		
対象者	概ね離乳が完了した1歳以上の児童		
利用方法	事前に希望日を電話で相談し、「一時保育申請書」を保育園へ提出してください。子どもさんの健康状態によってお預かりできない場合があります。		
保育時間	平日 午前8時半～午後4時(延長可)		
保育日数	1か月12日まで利用可		
利用料	区分	3歳未満児	3歳以上児
	1時間(8時間まで)	350円	200円
	8時間以上30分毎	175円	100円
	※年齢は、その年度の4月1日の年齢とします。 ※一時保育料は、原則月末にまとめて保育園に納入する。		
昼食・おやつ代	区分	3歳未満児	3歳以上児
	昼食	300円	100円
	おやつ(1回につき)	100円	100円
持ち物	年齢によってお持ちいただくものが異なります。たてしな保育園へご相談ください。		
その他	「一時保育申請書」立科町公式ホームページよりダウンロードできます。		
詳細	立科町公式ホームページ ・一時保育について		

保育ボランティア事業 教育委員会 たてしな保育園 (0267-56-0022)

内容	よりよい保育環境を提供するために、地域の方によるボランティア活動事業を推進します。
----	---

保育園おむつ持ち帰り廃止事業

教育委員会 たてしな保育園 (0267-56-0022)

内容	保護者の負担軽減を図るため、保育園で使用したおむつの持ち帰りを廃止します。
----	---------------------------------------

病児病後児保育

教育委員会 たてしな保育園（0267-56-0022）

内容	佐久市で実施している病児・病後児保育が、利用できます。病気や病氣回復期の児童を一時的に保育施設で預かります。病児・病後児保育は病気の治療中または回復期にあり、集団保育が適当ではなく、保育者の就労等により家庭で保育できない場合に、専用の保育室で看護師等の専門スタッフが一時的にお預かりするサービスです。
対象者	町内在住 1歳～就学前児童 ・保育所等に入所している児童 病気の療養中又は回復期にあり、医療機関における入院治療を要しないが、集団保育を受けることができない児童 ・保育所等を利用していない児童 保護者の勤務の都合、傷病、自己、冠婚葬祭等の理由により保護者による保育が困難で、病気の治療中又は回復期のため一時保育が受けられない児童
実施施設	病児保育： 浅間総合病院（0267-67-2295） 病後児保育：佐久市 岸野保育園（0267-63-0123）
利用できる症状	〔熱〕高熱でない場合 〔嘔吐・下痢等胃腸症状〕回復期にあり給食で対応できる範囲で、頻繁に下痢・嘔吐がない場合 〔眼科〕感染性でないもの 〔外傷・耳鼻科〕重度の外傷でない場合 〔感染症〕学校保健法に基づくもので回復状態になった場合
保育時間	月曜日～金曜日（土・日・祝日および年末年始 12/29～1/3）を除く）午前8時～午後6時
利用方法	①利用を希望する場合、事前にたてしな保育園で登録申請が必要です。保育園に申請用紙があります。（毎年年度当初に登録申請する） ②かかりつけ医による「診療情報提供書」作成 ③利用当日申込書・診療情報提供書を実施施設へ提出 ④1回の利用期間は7日間以内
保育料	・午前8時～正午…3歳以上児：450円、3歳未満児 1,000円 ・正午～午後4時…3歳以上児：450円、3歳未満児 1,000円 ・午後4時～午後6時…30分につき75円
給食費	日額400円（乳児用ミルク等を持参の場合は、発生しません）

幼稚園補助制度

教育委員会 学校教育係（0267-88-8415）

幼稚園入園は直接希望する幼稚園へご相談ください。補助金制度があります。学校教育係へご相談ください。

多子世帯保育料補助

教育委員会 学校教育係 (0267-88-8415)

内容	①上の子の年齢にかかわらず、世帯第2子の保育料は半額、世帯第3子以降の保育料は免除 ②住民税所得割額 57,700 円未満の世帯は、第一子の保育料半額、第二子以降は免除 ③幼稚園、認可外保育所、保育園に私的契約で入所している場合は月額 22,500 円を限度として補助金を交付
対象者	保育園、幼稚園に入所している世帯子どもの保護者
手続き	①は保護者が必要な手続きはありません ②は「立科町多子世帯保育料軽減事業補助金交付申請書」を学校教育係へ提出

こども誰でも通園制度

教育委員会 学校教育係 (0267-88-8415)

内容	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援をするために創設された制度です。
対象者	・立科町に住所を有すること ・利用日時点で0歳6ヶ月ころから2歳（3歳の誕生日2日前まで）であること ・保育所、認定こども園、小規模保育施設、企業主導型保育事業所等を利用していないこと
利用可能時間	月10時間を上限に利用ができます。 ※前の月に未利用の時間が残っている場合であっても、翌月に繰り越して利用することはできません。
利用料	こども1人1時間あたり300円
利用施設	たてしな保育園
詳細	立科町公式ホームページ ・こども誰でも通園制度について



子育て短期支援事業（ショートステイ）

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	保護者の一時的な理由で、家庭での養育が困難になったとき、児童福祉施設で子どもさんをお預かりする支援事業です。		
対象者	立科町に住所がある、18歳未満の子どもで、保護者が次の①～⑤のいずれかに該当する者 ①保護者の病気やけが ②妊娠中または出産後間もないとき ③同居の親族の介護 ④冠婚葬祭、出張等で保護者が不在になるとき ⑤育児疲れ、育児不安があるとき		
利用期間	原則 7 日間以内		
利用方法	利用を希望する保護者は、利用希望日の 7 日前迄に子育て保健係へお連絡ください。また。事前の施設見学も可能ですのでご相談ください。		
利用料	世帯区分	負担額（一泊）	
		2歳未満	2歳以上
	1. 生活保護世帯 2. 住民税非課税の母子家庭及び父子家庭	0 円	0 円
	3. 住民税非課税世帯（1.2 に該当する世帯を除く） 4. 住民税課税の母子家庭及び父子家庭の世帯及び、養育者家庭の世帯	1,100 円	1,000 円
	5. 上記 1～4 以外の世帯	5,350 円	2,750 円
利用施設	うえだみなみ乳児院（上田市） 軽井沢学園（軽井沢町）		

ファミリー・サポート・センター

町民課 子育て保健係（0267-88-8407）

内容	「子育ての援助を受けたい方」「援助を行いたい方」がそれぞれファミリー・サポート・センターの会員となり、会員同士で助け合う会員組織です。 ・依頼会員（子育ての援助を受けたい方） ・提供会員（援助を行いたい方） 活動内容は、主に児の預かりです。ご希望の方は、子育て保健係までお問い合わせください。	
対象者	生後 6 か月～小学生以下の児童	
利用料	月曜日から土曜日：1 時間 600 円 日曜日、祝日、年末年始：1 時間 700 円	
詳細	立科町公式ホームページ ・立科町ファミリー・サポート・センター事業について	

住宅

子育て支援住宅

建設環境課 建設係（0267-88-8409）

内容	子育て支援住宅とは、急速な少子高齢化の進行や家庭と地域を取り巻く環境の変化を考慮し、子育て支援を推進するとともに子どもが健やかに生まれ、育つことができることを目的に、立科町が建設したものです。	
対象者 （すべてを満たす人）	・現に同居、または同居しようとする親族に 20 歳未満の子どもがいる世帯である ・税金および各種納入金を滞納していない ・子育て生活環境に困窮している ・子育て支援住宅に住所を有することができる ・月額 105,000 円以上の収入がある ・応募者およびその同居者が暴力団員およびアレフ（オウム真理教）信者でない ※上記以外でも入居条件があります。	
団地概要	サンコーボ芦田宿 立科町山部 103-1 8 戸 3LDK サンコーボ芦田宿南 立科町芦田 2513-1 16 戸 3LDK	
申込方法	※空きが出たら町ホームページ、たてしなびでお知らせします	
詳細	立科町公式ホームページ ・子育て支援住宅のご案内	

● 就学

町内の小学校・中学校

立科町立 立科小学校（0267-56-3131）

立科町立 立科中学校（0267-56-1076）

入学・卒業については、町教育委員会またはそれぞれの学校から連絡、通知が来ます。児童、生徒が転入、転出をするときは、通学先の学校、住所地の教育委員会への届出が必要です。

就学相談

教育委員会 学校教育係（0267-88-8415）

内容	就学に関する相談、支援学級・支援学校に関する相談
対象者	3 歳以上児

教育相談

教育委員会 学校教育係（0267-88-8415）

内容	保護者の子育てに関する相談、家庭教育の悩みに関する相談
対象者	保護者、児童、生徒

要保護・準保護児童生徒就学援助費

教育委員会 学校教育係（0267-88-8415）

内容	義務教育の範囲にあるもので、経済的理由によって就学困難と認める児童または生徒の保護者に対し、予算の範囲内で就学に必要な経費の援助をします。
申請方法	詳細については在学する学校へご相談ください。 学校を通じて、町教育委員会へ書類を提出するようになります。

特別支援教育就学奨励費

教育委員会 学校教育係（0267-88-8415）

内容	立科町の小・中学校の特別支援学級に就学する児童または生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援学級への就学に要する経費に対し、予算の範囲内で必要な援助を行います。
申請方法	詳細については在学する学校へご相談ください。 学校を通じて、町教育委員会へ書類を提出するようになります。

特別支援学校就学児童生徒援助費

教育委員会 学校教育係（0267-88-8415）

内容	特別支援学校に就学する児童または生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、予算の範囲内で必要な援助を行います。
申請方法	詳細については町教育委員会へご相談ください。町教育委員会へ書類を提出するようになります。

小・中学校入学支援事業

教育委員会 学校教育係（0267-88-8415）

内容	町指定の通学カバン・ヘルメット(小学生)を支給します。
申請方法	新入学用品の購入時に「支援学用品支給申込書」に記入いただきます。その他の提出書類はありません。

学校給食費の無償化

教育委員会 学校教育係（0267-88-8415）

内容	①立科小学校・立科中学校に在籍している町民の児童、生徒の給食費を無償化 ②町外の小中学校に通学をしている児童・生徒の保護者には補助金を交付
申請方法	①は保護者が必要な手続きはありません。 ②は「立科町学校給食費等補助金交付申請書」を学校教育係へ提出
詳細	立科町公式ホームページ ・「小・中学校給食費」「保育園副食費」無償化



検定料助成

教育委員会 学校教育係（0267-88-8415）

内容	公益社団法人が実施する「実用英語技能検定」、「漢字能力検定」、「実用数学技能検定」の検定料の一部を助成します。
対象者	立科町に住所がある小学生・中学生・高校生
申請方法	「立科町検定料助成金交付申請書」を学校又は学校教育係へ提出。
詳細	立科町公式ホームページ ・英語検定・漢字検定・数学検定の検定料の一部助成について



放課後児童クラブ【児童館】 教育委員会 児童館（0267-56-0248）

内容	子どもたちの安全・安心な居場所の確保
対象者	小学校1年生～6年生の放課後留守家庭児童（登録制）
開催日	月曜日～金曜日（児童館休館日は開催しません）
利用時間	・下校時～午後7時 ・学校休校日は午前8時～午後7時
手続き	「立科町児童クラブ加入申込書」に保護者の就労証明書を添えて、児童館に提出
詳細	立科町公式ホームページ ・立科町児童館「こども未来館」 

放課後子ども教室【児童館】 教育委員会 児童館（0267-56-0248）

内容	地域の皆さんを講師に迎え、スポーツや文化活動等を行います。 ・学習教室 ・スポーツ教室 ・わくわく教室 ・囲碁 ・将棋教室 ・レクリエーション教室 ・リズム音楽教室 ・茶道教室 ・エコ教室 ・手話教室など
対象者	小学校1年生～6年生
申込方法	児童館へ
詳細	立科町公式ホームページ ・立科町児童館「こども未来館」 

●ひとり親の助成

児童扶養手当

町民課 福祉係 (0267-88-8405)

内容	父母の離婚などにより、子どもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当が支給されます。
対象者	18歳到達日以降の年度末までの児童（中程度以上の障がい有するときは20歳まで）、養育しているひとり親、父母に重度の障害がある方
備考	※毎年8月1日～8月31日までの間に「現況届」を提出して、支給要件の審査を受けます。提出がない場合には、8月以降の手当てが受けられません。なお、2年間届出をしないと資格がなくなります。
詳細	立科町公式ホームページ ・児童扶養手当・特別児童扶養手当



●障がい・福祉サービス

特別児童扶養手当

町民課 福祉係 (0267-88-8405)

内容	重度もしくは中程度の障がいのある児童を在宅で養育・監護している人に支給される手当です。(所得制限があります)
対象者	身体障がい、知的障がい、精神障がいのある満20歳未満の児童
備考	必要書類は福祉係までお問い合わせください。
詳細	立科町公式ホームページ ・児童・特別児童扶養手当



身体障害者手帳

町民課 福祉係（0267-88-8405）

内容	身体に障がいのある人が、福祉施策を利用するために必要な手帳です。手帳は障がいの程度によって、1 級～6 級までの等級区別があります。
対象者	次の身体上の障がいがある人（いずれも一定以上で永続することが要件となります。） 視覚障がい・聴覚障がい・平衡機能障がい・肝臓機能障がい・音声機能、言語機能またはそしゃく機能障がい・肢体不自由（上肢、下肢、体幹機能、乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能の障がい）・心臓機能障がい・腎臓機能障がい・呼吸器機能障がい・ぼうこうまたは直腸機能の障がい・小脳機能障がい・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい
持ち物	①身体障害者手帳交付申請書 ②身体障害者診断書・意見書（病院で作成してもらってください） ③写真（縦 4 cm×横 3 cm、正面脱帽） ④個人番号がわかる書類 ※①、②の書類は福祉係にあります。
詳細	立科町公式ホームページ ・身体障害者手帳



療育手帳申請・交付

町民課 福祉係（0267-88-8405）

内容	知的障がいがある人が、さまざまな福祉施策を利用するために必要な手帳です。手帳は障がいの程度によって、A1、A2、B1、B2 までの区分があります。
対象者	児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障がいと判定された人
詳細	立科町公式ホームページ ・療育手帳



精神保健福祉手帳申請・交付

町民課 福祉係（0267-88-8405）

内容	一定の精神障がいの状態にある人がさまざまな福祉施策を利用するために必要な手帳です。
対象者	精神疾患（知的障がいがある場合を除く）を有しているために、長年にわたり日常生活または社会生活への制約がある人

障がい児福祉手当

町民課 福祉係 (0267-88-8405)

内容	障害児福祉手当は2月、5月、8月11月の年4回、請求時に指定した口座に支払われます。
対象者	日常生活において、常時介護を必要とする重度障がい児（20歳未満の方で一定程度の障がいを有する人） ※所得が一定額を超える場合や障がいを事由とする年金を受給している場合は対象となりません。
詳細	立科町公式ホームページ ・障害福祉サービスの種類



重度障害者および重度心身障害者介護慰労金

町民課 福祉係 (0267-88-8405)

内容	上記に該当する介護者に対し、毎年12月に慰労金を支給します。該当者に、毎年11月下旬に通知と申請書をお送りしています。
対象者	障害児福祉手当に該当する程度の障がいを有する重度障がい者（3歳以上）と同居し、常時複雑な介護を6か月以上している人
詳細	立科町公式ホームページ ・障害福祉サービスの種類



補装具の申請交付

町民課 福祉係 (0267-88-8405)

内容	身体上の障がいを補うための補装具の購入・修理・借受けにかかる費用の補助を受けることができます。 補装具ごとに障害等級などの支給要件があります。種目によっては更生相談所等で判定を受ける必要があります。
対象者	身体障害者手帳を持っている人、および難病患者等
詳細	立科町公式ホームページ ・補装具等の交付・修理助成



～地域型生活支援事業～

日中一時支援

町民課 福祉係 (0267-88-8405)

内容	日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。
対象者	身体障がい児（者）、知的障がい児（者）、精神障がい児（者）、（発達障がい児（者）を含む）

タイムケア

町民課 福祉係 (0267-88-8405)

内容	心身障がい児（者）、が家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に登録した事業所に介護を依頼できる制度です。
対象者	在宅の重症心身障害児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児、重度心身障がい者、精神障がい者とその家族
詳細	立科町公式ホームページ ・ 障害者福祉のしおり



～障害児通所支援事業～

児童発達支援

町民課 福祉係 (0267-88-8405)

内容	未就学の障がい児が通所により、日常生活における基本的動作や知識技能を習得するとともに、集団生活に適応できるように指導、訓練を行います。
対象者	未就学の障がい児

医療型児童発達支援

町民課 福祉係 (0267-88-8405)

内容	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練と治療を行います。
対象者	就学している障がい児の人

放課後等デイサービス

町民課 福祉係 (0267-88-8405)

内容	放課後や夏休み等の学校休業日に通所により、生活能力の向上のための必要な訓練を行うとともに社会との交流ができるよう指導、訓練を行います。
対象者	就学している障がい児の人
備考	各サービス利用には事前に相談・申請手続き等が必要になりますので、福祉係までお問合せください。
詳細	立科町公式ホームページ ・ 障害福祉サービスの種類



● 医療機関等の情報

救急手当

「教えてドクター！子どもの病気とおうちケア」佐久医師会作成。ホームページ、アプリ、冊子、書籍があります。日々の参考にご利用ください。

予期せぬ妊娠の相談窓口について

にんしんSOS ながの

内容	いろいろな事情で、病院に行くことができない、妊婦健診を受けられない、妊娠や子育てを受け入れられない等の気持ちを持つ女性をサポートします。福祉を専門とする女性スタッフが対応します。相談は無料です。匿名でも可能です。秘密を守ります。ひとりで悩まずご相談ください。詳細は『うえだみなみ乳児院』のホームページをご覧ください。
問い合わせ先	電話・メールで 24 時間 365 日相談可能。 電話相談：0120-68-1192 メール相談：ninsinsos@keiroen.or.jp

長野県発達障がい情報・支援センター「といろ」

内容	県内の発達障がいのある人たちおよびご家族の暮らしを支えていくため、信州大学医学部付属病院が長野県から業務委託を受け運営しています。
問い合わせ先	電話：0263-37-2725（平日 9 時～16 時） FAX：0263-37-3350

平日夜間・休日等の受診

※急病患者の応急診療を行うもので、通常の診療を行うものではありません。できるだけ平日の昼間の診療時間内に受診しましょう。

平日夜間の 場合	佐久地域平日夜間急病診療センター 【診療内容】一般内科・小児科の初期救急医療（翌日まで待てない急な症状） 【診療日】平日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く） 【診療時間】19：00～21：00（受付終了21：00） 【診療場所】佐久市立国保浅間病院（佐久市岩村田 1862-1） 【電話】090-8589-7635（専用ダイヤル） ※受診前に必ず連絡をお願いします
休日の場合	佐久地域休日小児科急病診療センター 【診療日】日曜・祝日・年末年始 【診療時間】9：00～正午（正午受付終了） 【診療場所】佐久市立浅間総合病院（佐久市岩村田 1862-1） 【電話】0267-67-2295（代表） ※受診前に必ず連絡をお願いします
休日当番医	【診療日】日曜・祝日・年末年始 【診療時間】9：00～17：00 【診療場所】小諸北佐久医師会、佐久医師会、小県医師会、上田市医師会ホームページをご覧ください
休日当番歯科	【診療日】日曜・祝日・年末年始 【診療時間】午前9時～正午 【場所】北佐久歯科医師会、佐久歯科医師会、上田小県歯科医師会ホームページをご覧ください。
詳細	立科町公式ホームページ ・平日夜間・休日に医療機関を受診される場合のご案内 広報の裏表紙 ・休日緊急当番医 

休日や夜間に急に具合が悪くなった時の「電話相談窓口」

長野県小児救急電話相談（子ども医療電話相談） #8000

内容	休日や夜間に急に具合が悪くなった時に医師や看護師等の専門家が対処方法や医療機関受診のアドバイスを受けられます。
日時	毎日：午後 7 時～翌朝 8 時まで ※ダイヤル回線・IP 電話の場合「026-235-1818」へ
長野県救急安心センター #7119	
日時	平日:19 時から翌 8 時まで 土曜・日曜・祝日・年末年始：24 時間 ※ダイヤル回線・IP 電話の場合「026-231-3021」へ
詳細	立科町公式ホームページ ・平日夜間・休日に医療機関を受診される場合のご案内



医療機関

町内の医療機関

内科：柳澤医院	TEL	0267-56-1045
歯科：ながい歯科医院	TEL	0267-56-1165
山浦歯科医院	TEL	0267-56-1140
もみの木歯科クリニック	TEL	0267-56-0648

近隣の医療機関（小児科）

佐久市	川西赤十字病院	TEL	0267-53-3011
	浅間総合病院	TEL	0267-67-2295
	佐久総合病院	TEL	0267-82-3131
	りすさんこどもクリニック	TEL	0267-88-7711
	さくらこどもクリニック	TEL	0267-78-3232
	佐久中央医院	TEL	0267-63-1001
	関口小児科医院	TEL	0267-62-7151
小諸市	浅間南麓こもろ医療センター	TEL	0267-22-1070
	こどもクリニックこもろ	TEL	0267-31-0086
	ひかり医院	TEL	0267-22-8878
東御市	東御市民病院	TEL	0268-62-0050
	ほしやま内科	TEL	0268-62-3115
長和町	依田窪病院	TEL	0268-68-2036
上田市	丸子中央病院	TEL	0268-42-1111
	宮坂内科小児科医院	TEL	0268-22-0759
	桜の丘こどもクリニック	TEL	0268-71-6171
	ささき小児科医院	TEL	0268-27-7700

町内の薬局

たてしな薬局	TEL	0267-51-3636	（処方箋対応可）
あおば薬局（ツルヤヨッポウ センター内）	TEL	0267-51-3680	（処方箋対応可）
井原薬局	TEL	0267-56-2707	（処方箋対応可）
マツモトキヨシ立科店	TEL	0267-51-3033	
クスリのアオキ立科店	TEL	0267-88-8270	

問い合わせ先一覧

立科町役場（代表）	0267-56-2311
総務課 税務係	0267-88-8402
町民課 住民係	0267-88-8404
町民課 福祉係	0267-88-8405
町民課 子育て保健係	0267-88-8407
建設環境課 建設係	0267-88-8409
教育委員会 学校教育係	0267-88-8415
教育委員会 社会教育人権政策係	0267-88-8416
児童館	0267-56-0248
中央公民館 図書室	0267-88-8417
たてしな保育園	0267-56-0022
立科小学校	0267-56-3131
立科中学校	0267-56-1076

保護者の健診・検診紹介

検診名	特定健診（集団健診・町内個別・町外個別）、節目健診（胃・婦人科・マンモ）、大腸がん検診、肝炎検診、肺がんCT 検診、婦人科検診、マンモグラフィ検診、乳房超音波検診、歯科検診
詳細	※立科町健康カレンダーをご覧ください。 ※お問い合わせは、子育て保健係へ



～子どもの成長は、親の成長。共に育つ喜びを♡～



©立科町しいなちゃん

このガイドブックは、令和 8 年度の情報をもとに製作しています。今後、制度の改正などにより、内容が変更になる場合がありますので、ご確認のうえご利用ください。最新の情報につきましては担当課または各施設へお問い合わせください。

また立科町公式ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

立科町公式ホームページ



<https://www.town.tateshina.nagano.jp/>

